

平成30年度  
第2回新潟県鳥獣被害対策本部会議

日 時 平成30年11月 5 日（月） 14:00～15:00  
会 場 行政庁舎201会議室

次 第

- 1 開 会  
あいさつ（溝口副知事）
- 2 議 題
  - （1）新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例の  
一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 1
  - （2）カラス・ムクドリ被害状況等について・・・・・・・・・・資料 2
  - （3）今後の対応方針について・・・・・・・・・・・・・・・・・・資料 3
- 3 閉 会

<参考資料>

- ・野生鳥獣による農作物被害の状況・・・・・・・・・・参考資料 1
- ・新潟県鳥獣被害対策本部設置要綱・・・・・・・・・・参考資料 2
- ・新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に  
関する条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・参考資料 3

平成30年度  
第2回新潟県鳥獣被害対策本部会議出席者名簿

＜対策本部出席者＞

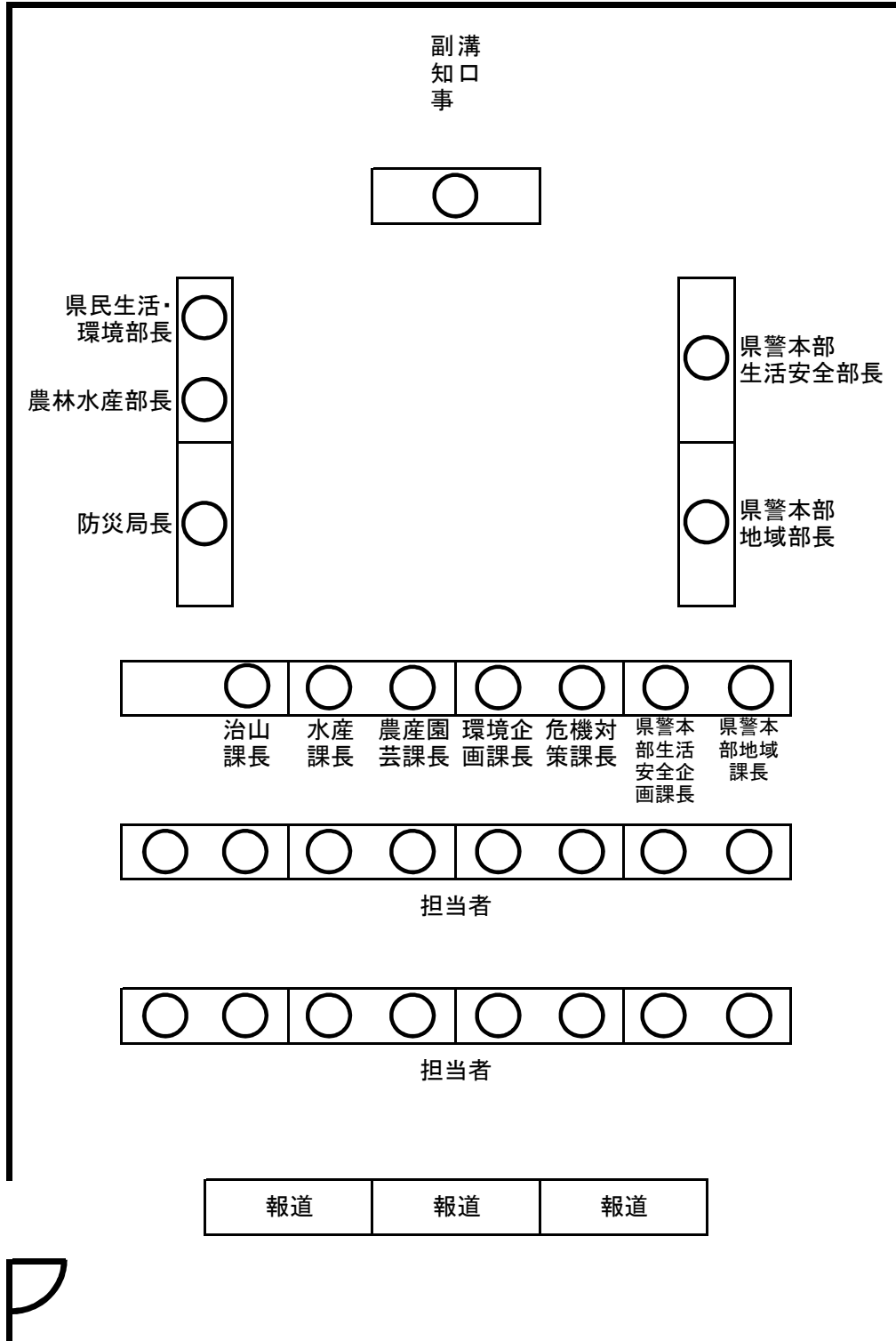
氏名	職名	備考
溝口 洋	副知事(本部長)	
本間 由美子	県民生活・環境部長	
大崎 達也	防災局危機対策課参事	代理出席
山田 治之	農林水産部長	
佐藤 克実	県警本部生活安全部 生活安全指導官 (兼許認可管理センター長)	代理出席
沼田 拓実	県警本部地域部地域課 地域調査官	代理出席

＜説明者＞

氏名	職名	備考
米田 和広	県民生活・環境部参事(環境企画課長)	
牛腸 眞吾	農林水産部参事(農産園芸課長)	
丸山 克彦	農林水産部水産課長	
明田 川晋	農林水産部治山課長	
五十嵐 康明	防災局危機対策課主任	代理出席
志田 憲彦	県警本部生活安全部生活安全企画課課長補佐	代理出席
玉木 大二郎	県警本部地域部地域課課長補佐	代理出席

# 平成30年度 第2回 新潟県鳥獣被害対策本部会議 配席図

平成30年11月5日(月)14:00～  
行政庁舎201会議室



## 新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例の一部改正 について

平成 26 年 12 月定例会において、「新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例（平成 26 年新潟県条例第 98 号）」を制定してから 3 年が経過し、野生鳥獣の生息状況や被害状況等の変化、施策の推進状況等を踏まえ、更なる県民の良好な生活環境の確保と活力に満ちた地域社会の実現を目指し、平成 30 年 9 月定例会において一部改正された。

### 1 改正の概要

- (1) 特定野生鳥獣に、農作物被害や生活環境被害が大きい「ハシボソガラス、ハシブトガラス、ムクドリ」を追加（第 2 条）
- (2) 有効活用の取組が促進するよう、具体例として「食品、肥料等」を明記  
(第 2 条)
- (3) 特定野生鳥獣関係団体が有する管理及び有効活用のための効果的な手法等、貴重な情報を積極的に発信していく必要があり、団体の役割に「管理及び有効活用のための効果的な手法に関する情報の発信等に努める」よう文言を追加（第 7 条）
- (4) ソフト面の取組の推進のみならず、ハード面の推進も重要であることから、施策の推進に「施設整備の推進に関すること」を追加（第 9 条）

## 2 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「特定野生鳥獣」とは、次に掲げる野生鳥獣をいう。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の第一種特定鳥獣となった野生鳥獣を除く。</p> <p>(1) <u>カワウ</u></p> <p>(2) <u>ハシボソガラス</u></p> <p>(3) <u>ハシブトガラス</u></p> <p>(4) <u>ムクドリ</u></p> <p>(5) <u>ニホンザル</u></p> <p>(6) <u>タヌキ</u></p> <p>(7) <u>ツキノワグマ</u></p> <p>(8) <u>ハクビシン</u></p> <p>(9) <u>イノシシ</u></p> <p>(10) <u>ニホンジカ</u></p> <p>(11) <u>前各号に掲げるもののほか、県民の生命、身体若しくは財産、生態系又は生活環境に係る被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものとして規則で定める野生鳥獣</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において特定野生鳥獣について「有効活用」とは、捕獲等をした<u>特定野生鳥獣が自然の恵みであるという認識の下に、これを食品、肥料等としてできる限り有効に活用することをいう。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(特定野生鳥獣関係団体の役割)</p> <p><b>第7条</b> 特定野生鳥獣関係団体は、基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の管理及び有効活</p>	<p>(定義)</p> <p><b>第2条</b> この条例において「特定野生鳥獣」とは、<u>カワウ、ニホンザル、タヌキ、ツキノワグマ、ハクビシン、イノシシ、ニホンジカ</u>その他規則で定める県民の生命、身体若しくは財産、生態系又は生活環境に係る被害を生じ、又は生じさせるおそれのある野生鳥獣をいう。ただし、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第46号)による改正後の鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の第一種特定鳥獣となった野生鳥獣を除く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 この条例において特定野生鳥獣について「有効活用」とは、捕獲等をした<u>特定野生鳥獣を自然の恵みとしてできる限り有効に活用することをいう。</u></p> <p>4 (略)</p> <p>(特定野生鳥獣関係団体の役割)</p> <p><b>第7条</b> 特定野生鳥獣関係団体は、基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の管理及び有効活</p>

用に寄与する人材の育成、その管理及び有効活用のための効果的な手法に関する情報の発信等特定野生鳥獣の管理及び有効活用に資する取組を行うよう努めるものとする。

2 (略)

(施策の推進)

**第9条** 県は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用を推進するための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 特定野生鳥獣の管理及び有効活用に資する施設の整備の推進に関すること。

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

用に寄与する人材の育成、その有効活用のための手法に関する情報の発信等特定野生鳥獣の管理及び有効活用に資する取組を行うよう努めるものとする。

2 (略)

(施策の推進)

**第9条** 県は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用を推進するための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

(1)・(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(7) (略)

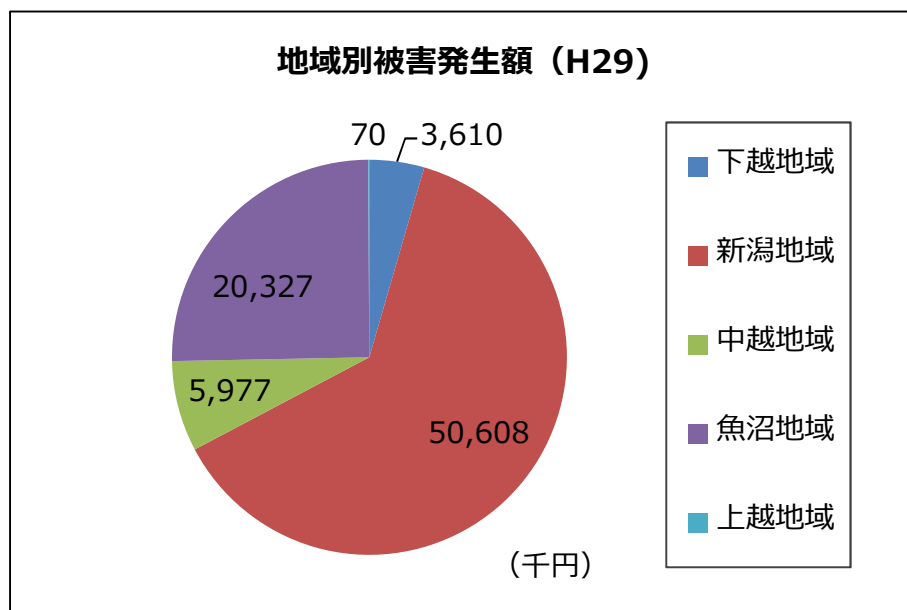
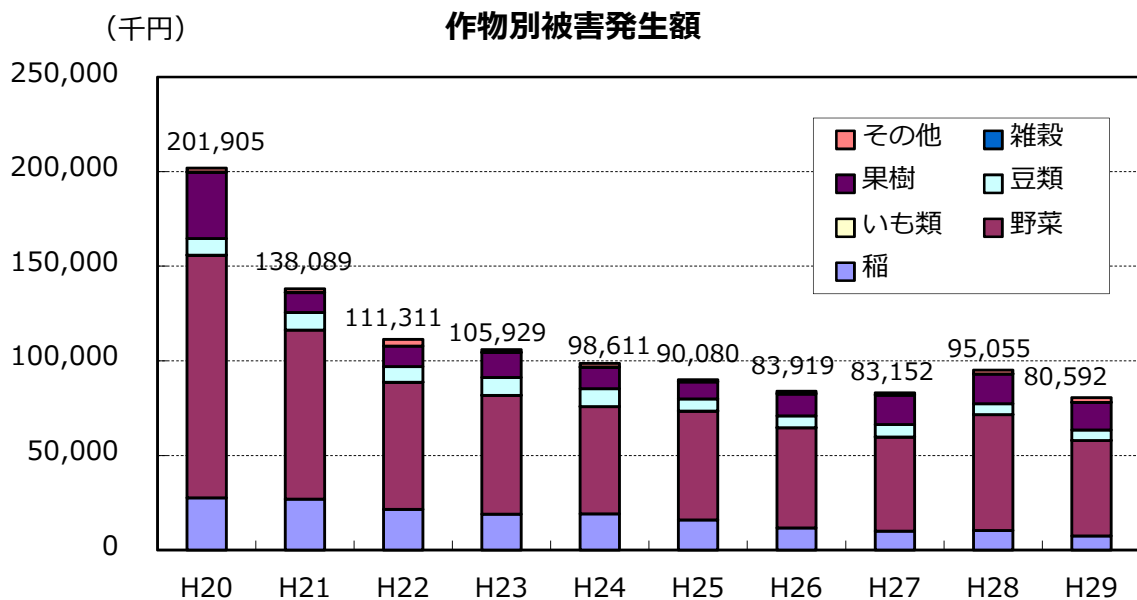
(8) (略)

# 1 カラス・ムクドリによる被害状況

## (1) カラス・ムクドリによる農作物被害（農産園芸課）

【ハシボソガラス、ハシブトガラス】

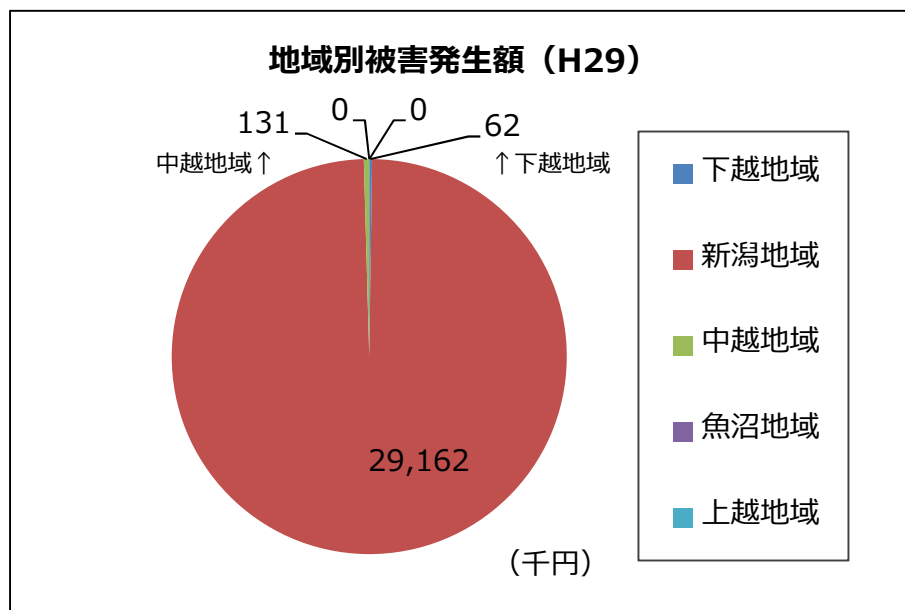
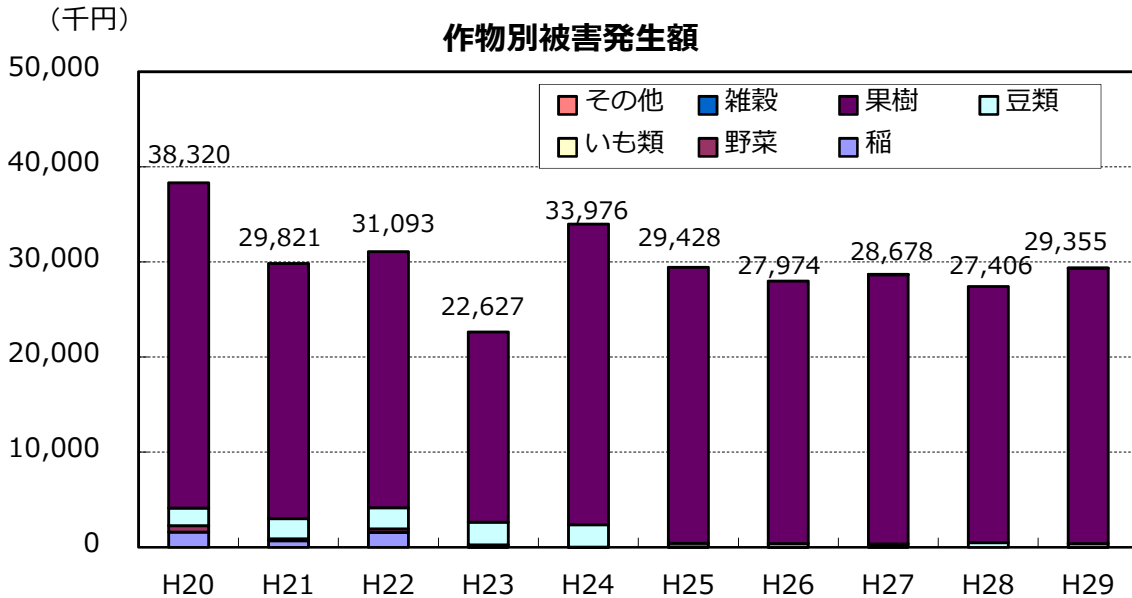
- カラスによる農作物被害額は、交付金の有効活用等により平成20年度以降減少傾向であったが、平成29年度は約8.1千万円。
- 作物別の被害は、野菜を中心に、果樹、稲、豆類等で発生している。
- 地域別に見ると、新潟地域や魚沼地域の被害額が大きい。



## (1) カラス・ムクドリによる農作物被害（農産園芸課）

### 【ムクドリ】

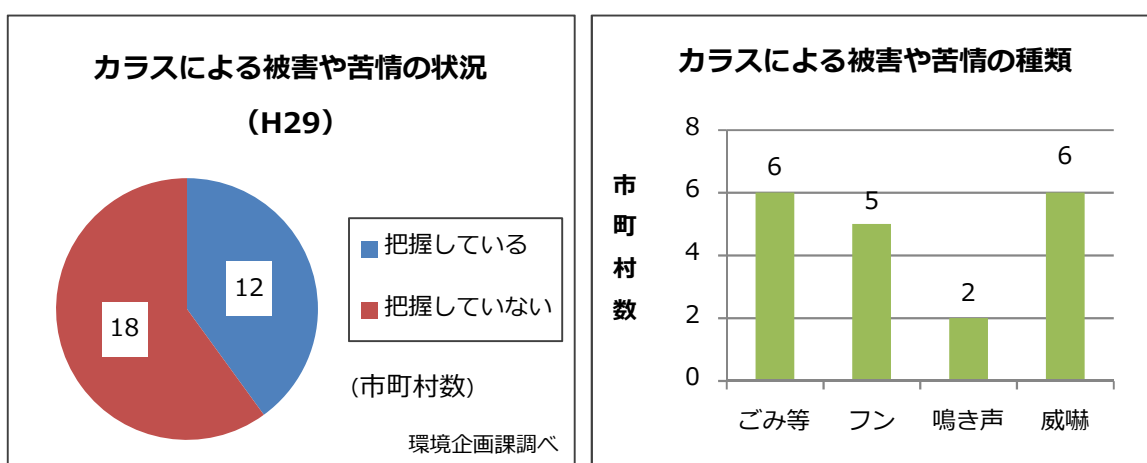
- 平成29年度のムクドリによる被害額は約2.9千万円で、被害は横ばい傾向となっている。
- 作物別の被害は、ほとんどが果樹の被害である。
- 地域別では、新潟地域での被害額が大半を占めている。



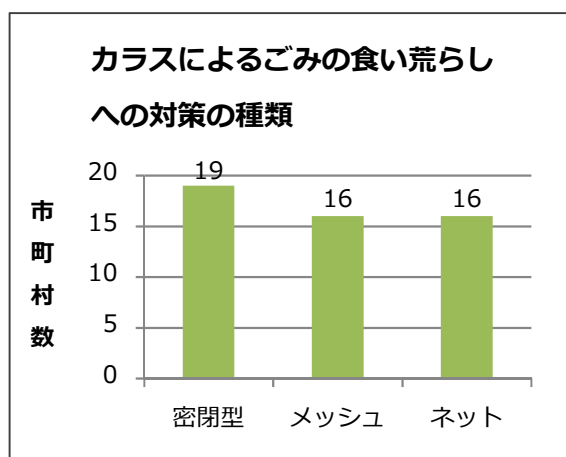
## (2) カラス・ムクドリによる生活環境被害（環境企画課）

### 【ハシボソガラス、ハシブトガラスについて】

- カラスによる生活環境に係る被害や苦情の状況について、把握しているのは12市町村（40%）、把握していないのは18市町村（60%）であった。
- 把握している12市町村について、被害や苦情の発生箇所を確認したところ、発生箇所は31箇所であった。
- 把握している12市町村について、被害や苦情の種類を確認したところ、ごみ等の食い荒らし（6市町村）、威嚇（6市）、フン（5市）、鳴き声（2市）に多かった（複数回答可）。



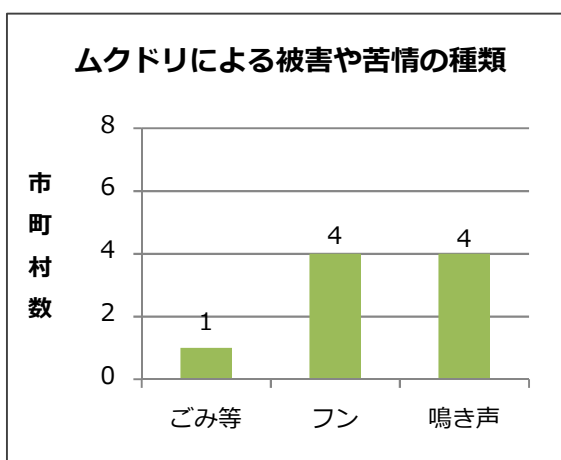
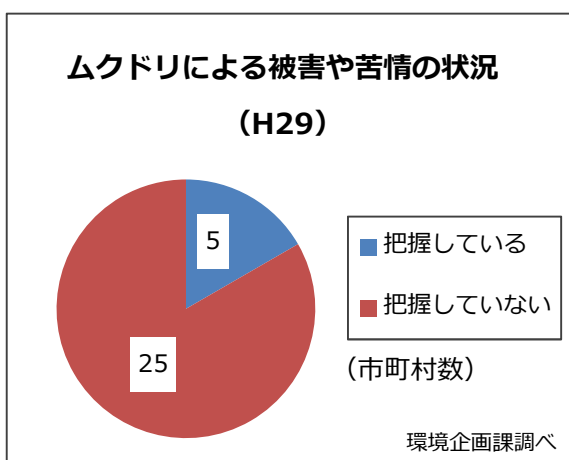
- ごみステーションにおけるカラスによるごみの食い荒らしについては、全ての市町村が対策を実施していた。
- 県内全30市町村に対策の種類を確認したところ、密閉型のごみステーションの設置（19市町村）、メッシュ型のごみステーションの設置（16市町村）、ネットをかける（16市町村）の順に多かった（複数回答可）。



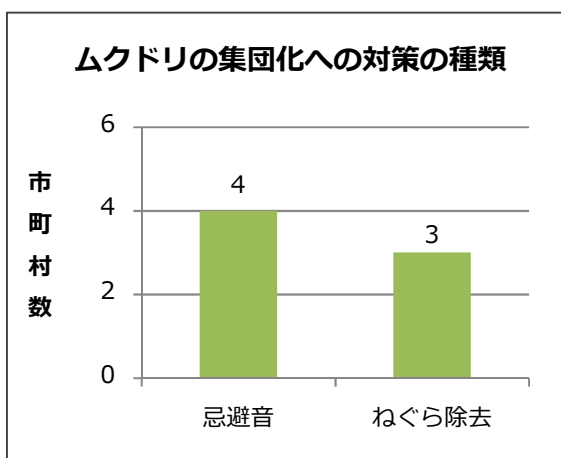
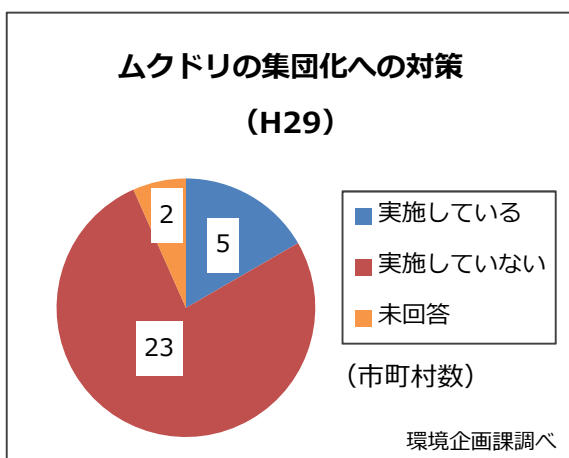
## (2) カラス・ムクドリによる生活環境被害（環境企画課）

### 【ムクドリについて】

- ムクドリが集団化することによる生活環境に係る被害や苦情の状況について、把握しているのは5市村（17%）、把握していないのは25市町村（83%）であった。
- 把握している5市村について、被害や苦情の発生箇所を確認したところ、発生箇所は10箇所であった。
- 把握している5市村について、被害や苦情の種類を確認したところ、鳴き声（4市）、フン（4市）、ごみ等の食い荒らし（1村）の順に多かった（複数回答可）。

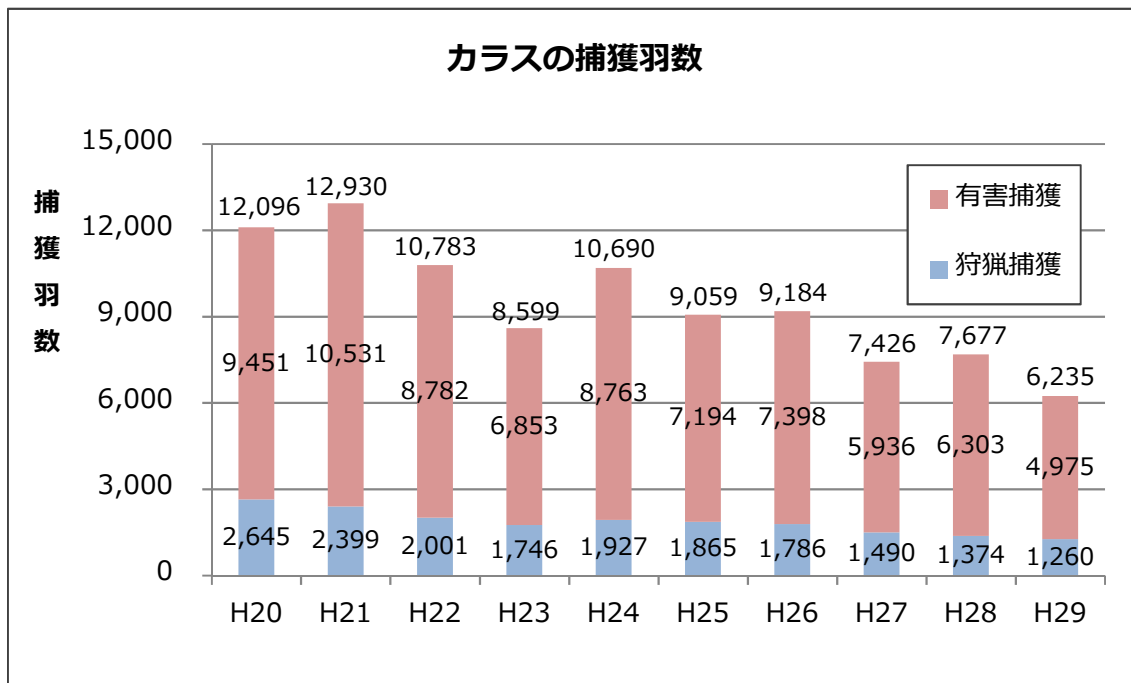


- ムクドリの集団化について、対策を実施しているのは5市（17%）、実施していないのは23市町村（77%）、未回答が2市村（6%）であった。
- ムクドリの集団化への対策を実施している5市について、対策の種類を確認したところ、忌避音などによる追い払い（4市）、ねぐらとなる樹木の剪定や人工物の除去（3市）であった（複数回答可）。

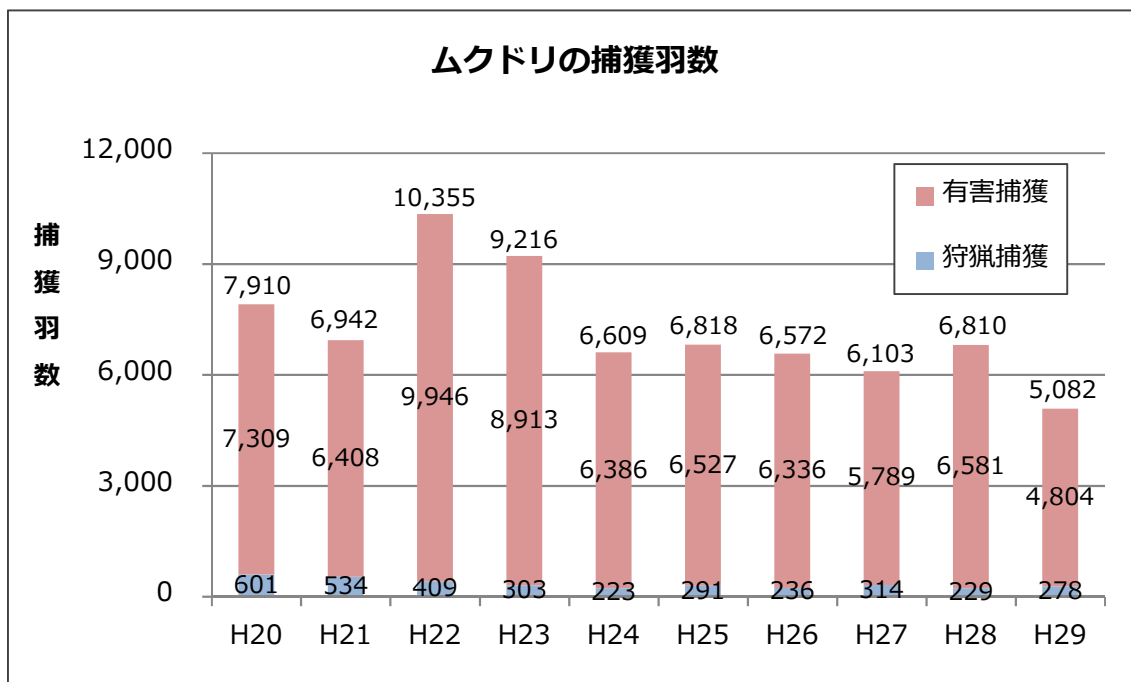


### (3) カラス・ムクドリの捕獲状況（環境企画課）

- 過去10年間におけるカラス（ハシボソガラス、ハシブトガラス、カラス類の合計）の捕獲羽数は、6,235羽～12,930羽であった。



- 過去10年間におけるムクドリの捕獲羽数は、5,082羽～10,355羽であった。



## 2 ジビエ等への有効活用の推進状況

### ジビエ利活用の推進（農産園芸課）

- 捕獲意欲の向上や地域資源としての有効活用等につながるジビエの利活用を推進する研修会を開催（平成29年10月12日）

〔参加者〕

63名（農林業者、鳥獣被害対策実施隊員、市町村、地域振興局等）

〔研修内容〕

- ・ 基調講演「ジビエ利活用も含む鳥獣被害防止対策の取組」  
講師：石川県羽咋市 崎田 智之 氏
- ・ 話題提供「ジビエ振興の最新情報とジビエカーの紹介」  
講師：（一社）日本ジビエ振興協会代表理事理事長 藤木 徳彦 氏

〔その他〕

研修会終了後にジビエカーでイノシシの解体実演



ジビエカーでの解体実演の様子

- 平成29年度新潟県農林水産業総合振興事業によるジビエ解体処理加工施設の整備支援（1件）

〔整備事例の概要〕

- ・ 設置箇所：上越市柿崎区
- ・ 整備内容：野生鳥獣肉処理施設
- ・ 営業許可取得年月：平成29年12月



整備したジビエ解体処理加工施設

<参考>

新潟県内のジビエ解体処理加工施設の整備状況（農産園芸課把握）  
イノシシ：4件（十日町市：1件 / 上越市：2件 / 糸魚川市：1件）

### 3 施設整備の推進状況

#### 施設整備の推進（農産園芸課）

- 平成29年度鳥獣被害防止総合対策交付金を活用した電気柵の整備支援

取組の内容		協議会等数	交付額 (千円)
整備事業	侵入防止 施設整備 (178,324m)	ニホンザル対策用 (22,595m)	5 19,605
		イノシシ対策用 (147,225m)	7 26,851
		ツキノワグマ対策用 (8,320m)	2 4,081
		ハクビシン対策用 (184m)	1 87
合 計 (協議会等数は実数)		12	50,624



ニホンザル用電気柵（7段）



イノシシ用電気柵（2段）

#### 【再掲】

- 平成29年度新潟県農林水産業総合振興事業によるジビエ解体処理加工施設の整備支援（1件）

## 今後の対応方針について

特定野生鳥獣による被害防止の取組の更なる強化を図る条例の改正を踏まえ、県民の安全で安心な生活が確保できるよう、これまで以上に、市町村や様々な関係団体との相互協力を進め、人と野生鳥獣との棲み分けを図ることによって、それぞれが共生できる地域づくりを推進する。

### カラス・ムクドリへの対応

#### 1 効果的な有害捕獲方法の検討（環境企画課）

- 農作物や生活環境への被害が大きい地域において、効果的な有害捕獲方法を検討するため、生息状況を把握する調査を行う。現在検討している調査内容は次のとおり。

【対象】	・ ハシボソガラス、ハシブトガラス、ムクドリ
【項目及び時期】	・ ねぐらの調査（通年で主に秋～冬） ・ 巣の調査（主に繁殖期の春頃）
【場所】	・ 農作物や生活環境などの被害がある場所から選定

#### 2 効果的な被害防止対策手法の習得支援（農産園芸課）

- カラスやムクドリ等鳥類の生態や効果的な被害防止対策の手法を習得する、地域指導者を養成する研修会を開催。

【対象】	・ 県・市町村担当者、農協職員、集落リーダー等
【研修内容】	・ カラスやムクドリ等鳥類の生態 ・ 効果的な捕獲方法や被害防止対策

#### 3 農作物被害防止対策の取組支援（農産園芸課）

- 市町村が策定する鳥獣被害防止計画に基づき、有害捕獲や追い払い等を組み合わせた、地域協議会等が行う総合的な被害防止対策の取組を、鳥獣被害防止総合対策交付金を活用して支援。

#### <参考>

- ・ 鳥獣被害防止計画で「カラス」を対象鳥獣に位置づけている市町村数：25
- ・ 鳥獣被害防止計画で「ムクドリ」を対象鳥獣に位置づけている市町村数：7

## ジビエ等への有効活用の推進

### 1 ジビエ利用拡大に向けた狩猟者の技能講習（環境企画課）

- 国の交付金（指定管理鳥獣捕獲等事業）を活用し、講習会を開催

〔対象〕 狩猟免許を有する者

〔内容〕 捕獲したニホンジカ及びイノシシを食用として利用するための衛生管理等を含めた、狩猟者に必要な知識・技能を学ぶ講習会

### 2 ジビエ解体処理加工施設の整備支援（農産園芸課）

- 鳥獣被害防止総合対策交付金の活用や新潟県農林水産業総合振興事業により、地域資源としての活用や狩猟者の捕獲意欲の向上による農作物被害低減等の観点で、ジビエの解体処理加工施設の整備に係る経費の一部を補助。

## 施設整備の推進

### 鳥獣被害防止及びジビエの利活用に資する施設の整備推進（農産園芸課）

- 野生鳥獣による農作物被害を防止する施設やジビエの解体処理加工施設等の整備に係る経費の一部を補助。

#### 【鳥獣被害防止総合対策交付金】

- ・ 補助対象：電気柵、ジビエの解体処理加工施設、捕獲技術高度化施設 等
- ・ 事業主体：地域協議会、地域協議会の構成員
- ・ 補助率：1/2以内  
※但し、電気柵の直営施工の場合は資材費を定額補助できる。

#### 【新潟県農林水産業総合振興事業－鳥獣被害対策・利活用促進（知事特認）】

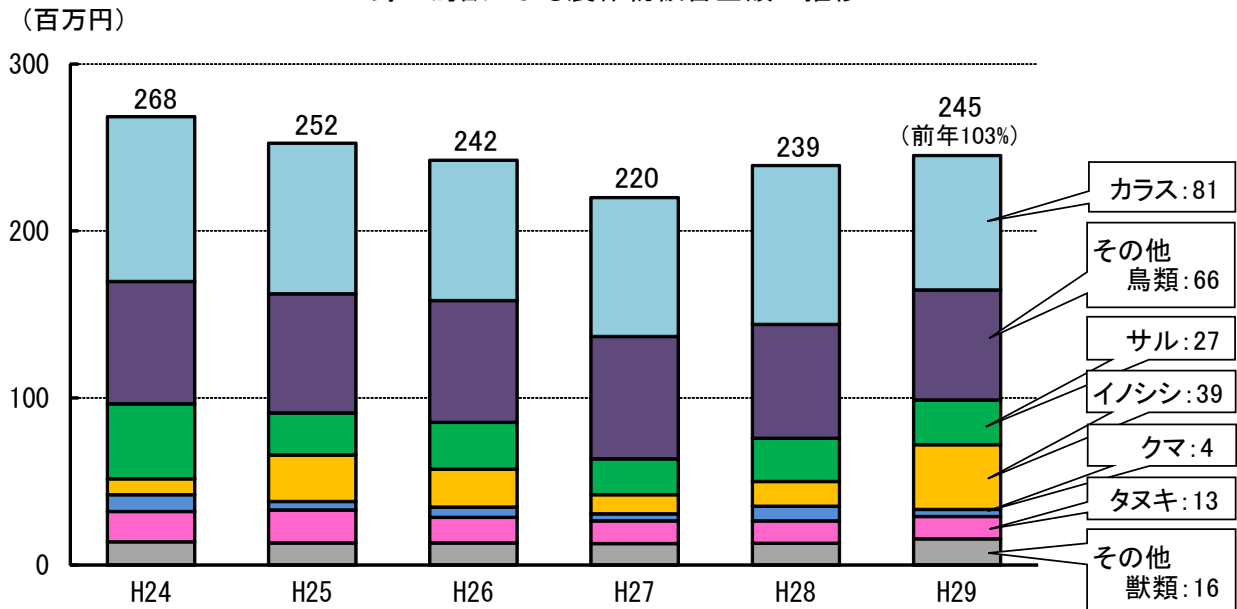
- ・ 補助対象：鳥獣被害防止及び野生鳥獣肉の利活用に係る機械・施設（電気柵、ジビエの解体処理加工施設）等
- ・ 事業主体：市町村、農地所有適格法人、農林漁業者等の組織する団体、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合 等
- ・ 補助率：1/2以内
- ・ 事業費の範囲：1,000～50,000千円

## 野生鳥獣による農作物被害の状況

新潟県農林水産部  
農産園芸課

- 野生鳥獣による農作物被害額は平成20年度以降減少傾向であったが、平成29年度は前年より6百万円増加し、約2.5億円。
- 被害額のうち約1.5億円（60%）が鳥類、約1億円（40%）が獣類による。  
鳥類被害ではカラスが最も多く50%を超え、獣類被害ではサル、イノシシ、タヌキによるものが多く、これらで80%程度を占める。
- イノシシ被害は、今まで被害のなかった地域だけでなく、対策を講じている地域においても被害額が増加しており、電気柵や緩衝帯整備等の被害防除と一体となった効率的な捕獲等、対策の強化が必要である。
- シカ被害は、少額であるものの増加傾向にあり、今後の動向を注視する必要がある。

野生鳥獣による農作物被害金額の推移



主な鳥獣種類別農作物被害面積・被害額

(単位: ha、百万円、%)

		平成28年度		平成29年度			主な被害作物
		面積	金額	面積	金額	(シェア)	
鳥類	カラス	614.7	95.1	489.8	80.6	55.0%	(59.7%) 野菜、果樹 稲 果樹 稲、野菜 野菜、稲 稲
	スズメ	77.2	14.2	57.7	11.2	7.6%	
	ムクドリ	417.7	27.4	435.0	29.4	20.0%	
	ハト	49.0	16.4	50.3	16.9	11.5%	
	カモ	7.5	4.4	14.1	3.6	2.5%	
	サギ	14.0	2.2	58.9	1.4	1.0%	
	その他鳥類	168.0	3.6	157.2	3.4	2.3%	
	小計	1,348.2	163.3	1,263.1	146.5	100.0%	
獣類	サル	157.4	25.9	85.3	26.8	27.2%	(40.3%) 野菜 稲 野菜、飼料作物 野菜 稲、野菜
	イノシシ	38.3	14.8	67.8	38.7	39.2%	
	クマ	14.9	8.8	7.0	4.2	4.3%	
	タヌキ	54.7	13.3	53.5	13.3	13.5%	
	ハクビシン	34.4	5.1	19.9	5.8	5.9%	
	シカ	0.9	0.4	2.0	0.9	0.9%	
	その他獣類	60.7	7.7	55.2	8.9	9.1%	
小計	361.3	75.9	290.7	98.7	100.0%		
鳥獣計		1,709.5	239.1	1,553.8	245.2		

(注) 1. 市町村調べ農産園芸課取りまとめ 2. ラウンドの関係で合計が一致しない場合がある

## 新潟県鳥獣被害対策本部設置要綱

## (目的)

第1条 野生鳥獣の生息域が拡大し、人里に出没するなど、鳥獣被害対策が重要な課題となっている。

鳥獣被害対策は被害防止対策、個体数管理、生息環境整備など、多岐にわたることから、関係部局が連携を図り、取組を進めるため、新潟県鳥獣被害対策本部（以下、「本部」という。）を設置する。

## (構成)

第2条 本部は、別表1に掲げる職にある者で構成する。

2 本部長は、副知事をもって充てる。

3 本部に別表2に掲げる職にある者から構成する幹事会を置き、本部運営に必要な事項及び本部長から付託された事項等の検討を行うものとする。

4 本部及び幹事会の構成員は、必要に応じ追加することができるものとする。

## (会議)

第3条 会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部長は、必要に応じて会議に本部員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

## (協議事項)

第4条 本部は、第1条の目的を達成するため、次の事項について協議するものとする。

(1) 被害防止対策等に係る取組方針の決定及び進行管理について

(2) ツキノワグマ等による人身被害防止・公共の安全確保について

(3) その他必要な事項

2 前項の協議にあたっては、必要に応じて新潟県野生鳥獣保護管理対策検討会の意見を聞くこととする。

## (事務局)

第5条 本部及び幹事会の事務局は、環境企画課及び農産園芸課が当たる。

## (鳥獣被害対策チーム)

第6条 地域振興局毎に設置する鳥獣被害対策チーム（以下、「対策チーム」という。）は、第4条に定める取組方針に基づき、農林水産業被害防止及び人身被害防止の取組を推進する。

## (鳥獣被害対策連絡会議)

第7条 新潟県鳥獣被害対策本部幹事会と鳥獣被害対策チームからなる鳥獣被害対策連絡会議を設置し、第4条に定める取組方針を踏まえ、各地域における効果的な鳥獣被害対策の推進に向け、必要な協議・調整を行う。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部運営等に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、平成25年6月7日から施行する。

附 則（平成26年12月1日 環企第722号、農園第549号）

この要綱は、平成26年12月1日から施行する。

附 則（平成29年6月8日 環企第330号、農園第205号）

この要綱は、平成29年6月8日から施行する。

別表 1 (本部構成員)

副知事

県民生活・環境部長

農林水産部長

防災局長

県警本部生活安全部長、地域部長

別表 2 (幹事会構成員)

県民生活・環境部環境企画課長

農林水産部農産園芸課長、水産課長、治山課長

防災局危機対策課長

県警本部生活安全部生活安全企画課長、地域部地域課長

## 新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例

平成 26 年 12 月 25 日

新潟県条例第 98 号

新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例をここに公布する。

## 新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例

四季の変化に富んだふるさと新潟が誇る美しく豊かな自然は、そこに暮らす私たちの生活に安らぎと潤いをもたらし、本県の様々な社会経済活動の基盤となってきた。また、その美しく豊かな自然は、私たちばかりでなく、野生鳥獣にも良好な生息環境を提供し、恩恵をもたらしてきた。

しかしながら、今日、過疎化の進展、少子高齢化による担い手不足等を背景とする耕作放棄地の発生や、森林の荒廃による自然環境の悪化などに伴い、一部の野生鳥獣が私たちの居住地域に進出して農林水産物等に被害を生じさせ、時には尊い人命を奪う事態を引き起こしている。ふるさと新潟の多様性に富んだ美しく豊かな自然を守り、県民の安全で安心な生活を確保し、地域の活力の向上を図るための取組を進めていく必要がある。

ここに私たちは、県、市町村、県民、特定野生鳥獣関係団体等が相互に協力しながら一体的に特定野生鳥獣の管理及び有効活用に取り組むことにより、人と野生鳥獣が真に共生する地域づくりを進め、県民の良好な生活環境の確保及び活力に満ちた地域社会の実現を目指すことを宣言し、この条例を制定する。

(目的)

**第 1 条** この条例は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び特定野生鳥獣関係団体の役割を明らかにするとともに、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な事項を定めることにより、もって県民の良好な生活環境の確保及び活力に満ちた地域社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において「特定野生鳥獣」とは、次に掲げる野生鳥獣をいう。ただし、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第7条第1項の第一種特定鳥獣となった野生鳥獣を除く。

(1) カワウ

(2) ハシボソガラス

(3) ハシブトガラス

(4) ムクドリ

(5) ニホンザル

(6) タヌキ

(7) ツキノワグマ

(8) ハクビシン

(9) イノシシ

(10) ニホンジカ

(11) 前各号に掲げるもののほか、県民の生命、身体若しくは財産、生態系又は生活環境に係る被害を生じ、又は生じさせるおそれのあるものとして規則で定める野生鳥獣

2 この条例において特定野生鳥獣について「管理」とは、現在及び将来における県民の生命及び身体の安全、農林水産物等の被害の防止、自然環境の保全又は良好な生活環境の確保を図る観点から、人為的にその生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小することをいう。

3 この条例において特定野生鳥獣について「有効活用」とは、捕獲等をした特定野生鳥獣が自然の恵みであるという認識の下に、これを食品、肥料等としてできる限り有効に活用することをいう。

4 この条例において「特定野生鳥獣関係団体」とは、特定野生鳥獣の管理又は有効活用に資する取組を行う団体をいう。

(基本理念)

**第3条** 特定野生鳥獣の管理及び有効活用は、良好な生活環境を現在及び将来の県民に確保すること並びにその有効活用による新たな付加価値を生み出す取組が地域の活力の向

上に重要であるという認識の下に県、市町村、県民、特定野生鳥獣関係団体が相互に連携し、及び協力することにより、行われることを基本としなければならない。

(県の責務)

**第4条** 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する施策を実施する責務を有する。

(市町村との連携)

**第5条** 県は、市町村が地域の実情に応じて実施する特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する施策への必要な支援並びに市町村が実施する広域的な特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する施策の総合調整を行うものとする。

(県民の役割)

**第6条** 県民は、基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の特性に関する理解を深め、県及び市町村による特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に協力するよう努めるものとする。

(特定野生鳥獣関係団体の役割)

**第7条** 特定野生鳥獣関係団体は、基本理念にのっとり、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に寄与する人材の育成、その管理及び有効活用のための効果的な手法に関する情報の発信等特定野生鳥獣の管理及び有効活用に資する取組を行うよう努めるものとする。

2 特定野生鳥獣関係団体は、県及び市町村が実施する特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

**第8条** 県は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(施策の推進)

**第9条** 県は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用を推進するための施策として、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 県民の特定野生鳥獣の特性の理解に資する情報の収集及び提供並びに特定野生鳥獣の管理及び有効活用のための知識等の普及啓発に関すること。
- (2) 特定野生鳥獣の管理及び有効活用に携わる者の確保及び資質の向上に関すること。
- (3) 特定野生鳥獣の管理及び有効活用に資する施設の整備の推進に関すること。
- (4) 科学的知見に基づき実施する特定野生鳥獣の個体数についての調査の推進に関すること。
- (5) 里山等における人と特定野生鳥獣を隔てる緩衝地帯の整備等人と野生鳥獣が真に共生する地域づくりに資する取組の支援に関すること。
- (6) 特定野生鳥獣の管理の効率化に資する調査研究の推進に関すること。
- (7) 特定野生鳥獣の有効活用を図るための調査研究の推進に関すること。
- (8) 特定野生鳥獣の管理及び有効活用を総合的かつ効果的に実施するための拠点としての機能を担う体制の整備の推進に関すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特定野生鳥獣の管理及び有効活用を図るために必要な施策の推進に関すること。

(連携協力体制の整備)

**第10条** 県は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、県、市町村、県民、特定野生鳥獣関係団体及び鳥獣対策に関して専門的な識見を有する者等が意見を交換し、並びに相互に連携し、及び協力することができる体制を整備するものとする。

(公表)

**第11条** 知事は、毎年度、第9条に規定する施策その他の特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関し講じた施策の状況を取りまとめ、公表するものとする。

(顕彰)

**第 12 条** 県は、特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進について顕著な功績があると認められるものの顕彰に努めるものとする。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例の施行後 3 年を経過した場合において、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**附 則**

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(検討)

2 県は、この条例による改正後の新潟県特定野生鳥獣の管理及び有効活用の推進に関する条例の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。